

死亡一時金の金額

〔保険料納付期間〕	〔現行〕	〔改正〕
3年以上～20年未満	23,000円	→ 100,000円
20年以上～25年未満	28,000円	
25年以上～30年未満	36,000円	→ 126,500円
30年以上～35年未満	44,000円	→ 160,000円
35年以上	52,000円	→ 200,000円

「死亡一時金」は、3年以上保険料を納めていた人が亡くなったときに遺族がもらうものです。

死亡一時金の金額が変わる

老齢年金を受ける資格のある夫が死亡したとき、夫の受けとれるはずだった年金額の3分の2（現在は2分の1）が支給されることになりました。

寡婦年金

60歳以上の人は現行どおり

今回の制度改正の対象となる人は、大正15年4月2日以後に生まれた人からです。それ以前に生まれた人は、老齢年金を受けている人も含めて、すべて今の法律どおりの年金が支給されます。

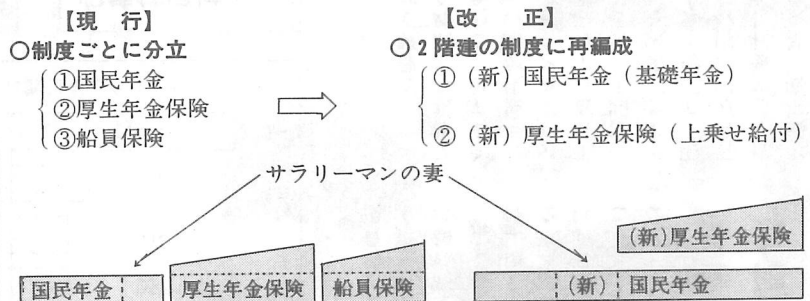
費用は保険料や拠出金などで！

基礎年金の費用は、国民年金の保険料と厚生年金からの拠出金および国の負担でまかなわれます。したがって、農業・自営業者については、国民年金の保険料を負担することになり、サラリーマン夫婦については、厚生年金の保険料に、夫婦の国民年金への拠出金を含めて夫の給料より負担することになります。

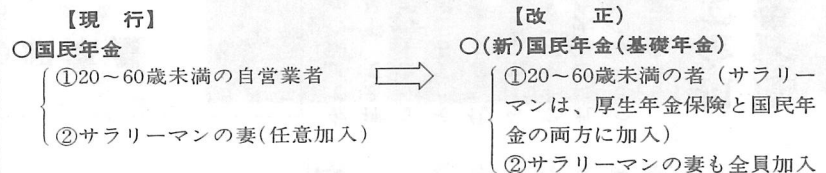
要注意！保険料の滞納
遺族基礎年金、障害基礎年金を受けるには、加入していた期間の3分の2以上保険料を納めていることが必要です。したがって、滞納が3分の1以上あると年金が受けられなくなるが、滞納さえなければ加入期間はいくら短かくても大丈夫です。

国民年金改正のポイント

制度の基本的な枠組み



加入者



老齢年金

